

報告第1号

弘前市景観条例施行規則の一部改正等について

弘前市景観条例施行規則の一部改正等について

大森勝山遺跡周辺の景観の保全を図るため、弘前市景観計画を変更するほか、弘前市景観条例施行規則の一部改正及び弘前市屋外広告物条例第5条に規定する屋外広告物の禁止地域の追加を行おうとするもの。

記

1. 弘前市景観条例施行規則の一部改正（案）

（1）眺望景観保全地区の追加

第5条第2項に、第3号として「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」を追加

（2）景観形成重点地区の追加

別表に大森勝山遺跡周辺地区における届出等の適用除外の基準を規定

（3）様式の改正

2. 屋外広告物の禁止地域の追加（案）

弘前市屋外広告物条例第5条第18号に規定する「良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所」として、以下の範囲を指定

・景観形成重点地区（大森勝山遺跡周辺地区）内及び当該地区に隣接する道路（主要地方道岩木山環状線及び市道大森大石線）の路肩幅から100m以内の区域

3. 施行日（案）

令和2年4月1日